

## 医療的ケア児とその家族への支援

医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児（日常生活・社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等が必要な児童）は年々増加しています。2021（令和3）年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号／以下、医療的ケア児支援法）が国会で成立し、同年9月18日から施行されました。同法では国・自治体、保育所・学校設置者等による医療的ケア児への支援を「責務」とし、医療的ケア児支援センターの開設も規定しています。その内容と、先駆的に開設されているセンターの実践状況をみていきます。

### 「医療的ケア児の現状と責務」の内容は

医療技術の進歩に伴い、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、日常生活・社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠で

ある子ども（医療的ケア児）が増加しており、全国で約2万人超（2021（令和3）年時点）と推計されている（図1）。

医療的ケア児については、2016（平成28）年に改正された障害者総合支援法で支援体制を整備することが地方自治体の「努力義務」となり、その後2021（令和3）年6月に成立した医療的ケア児支援法では、国・自治体、保育所・学校設置者等による支援を

「責務」として定め、同年9月18日から施行している。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職防止に資すること、安心して子供を生み、育てることができるとともに、社会の実現を目的とし、基本理念として①医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援、②個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援、③医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援、④医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策、⑤居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策、の5つを掲げている。

具体的な支援内容として、国・自治体には、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援

医療的ケア児および家族の日常生活における支援

- ・相談体制の整備
  - ・情報の共有の促進
  - ・広報啓発
  - ・支援を行う人材の確保
  - ・研究開発等の推進
- が求められている。

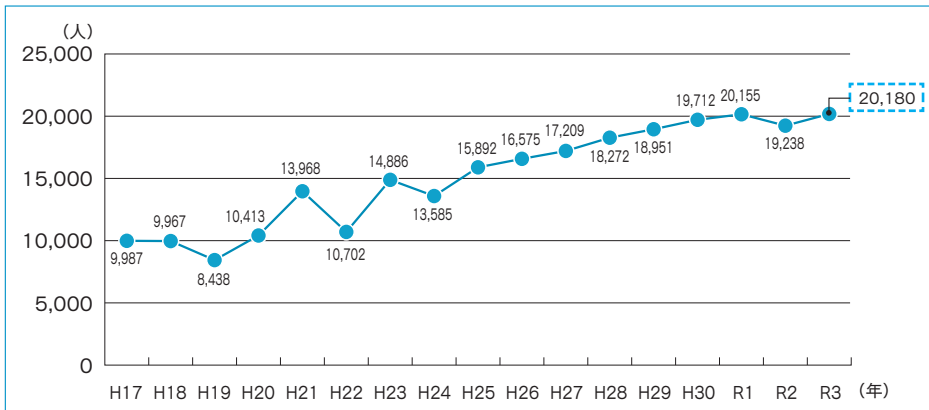
保育所の設置者、学校の設置者等には、保育所における医療的ケアその他の支援（看護師等または喀痰吸引等が可能な保育士の配置）

学校における医療的ケアその他の支援（看護師等の配置）が求められている。

さらに、都道府県知事は、医療的ケア児等

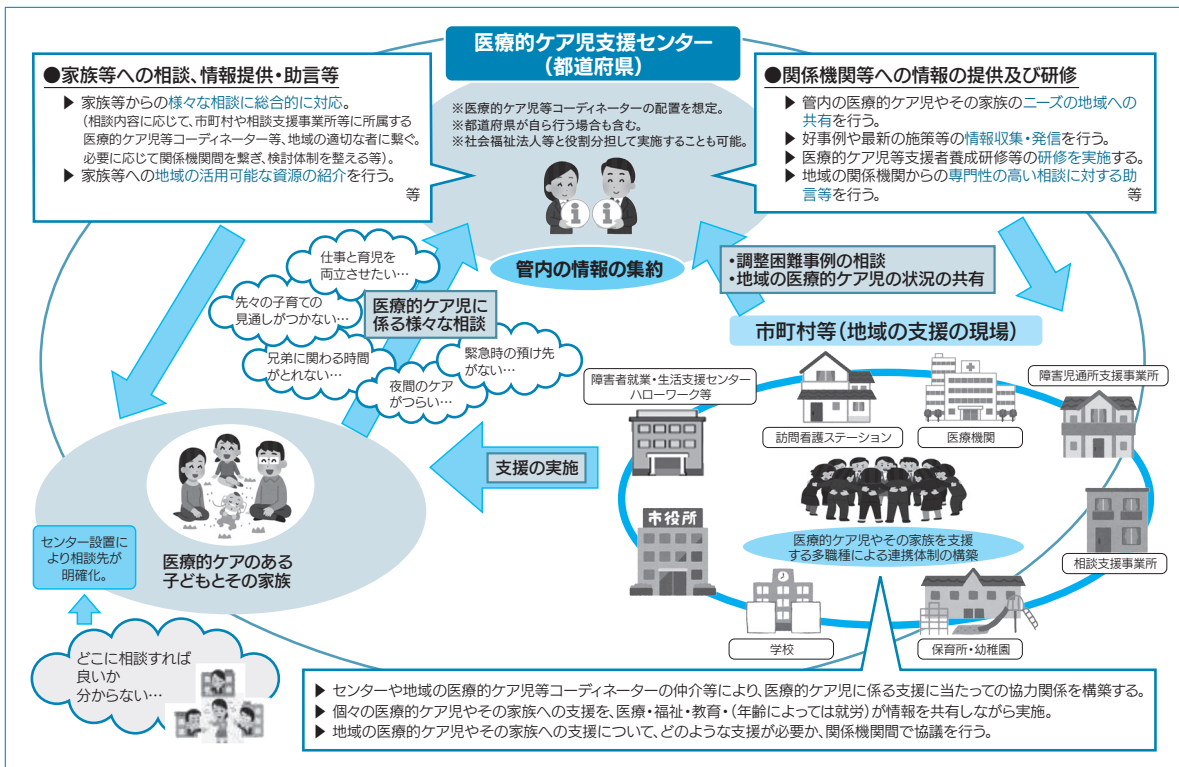


図1 在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



に対する相談や助言について、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（医療的ケア児支援センター）に行わせ、または自ら行うことができる、と規定されている。これは、いわゆる「できる規定」として定められたものであり、医療的ケア児支援センターの設置を義務づけているものではないが、できる限り多くの都道府県で医療的ケア児支

図2 医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）



援センターが設置されることが期待されている。なお、医療的ケア児支援法では医療的ケア児支援センターとしての施設設備・人員基準要件等は定めておらず、そのあり方が制限

されるものではないが、立法趣旨に鑑みると、以下の内容を踏まえて設置することが望ましいとされている。

●医療的ケア児支援センターの業務の具体的な内容（図2参照）

相談内容に応じて、地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介するほか、関係機関等のような複数の機関との調整を要するような相談内容については、以下の関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める。なお、以下の関係機関は例示であり、個々の相談内容においてこれら以外の機関や市町村とも調整を行う必要がある。

- 医療…地域において医療的ケア児への対応に中核的な役割を担っている病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等
- 保健…保健所、保健センター等
- 福祉…相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援事業所、保育所等
- 教育…教育委員会、小学校、中学校、高校、特別支援学校等
- 労働…ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等

なお、医療的ケア児支援センターの支援対象者は、医療的ケア児等となつているが、法の附帯決議

図1～4…医療的ケア児支援センター等の状況について（令和4年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議（令和4年9月30日））

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

# 地域の医療機関、介護施設等と連携し、地域ニーズに対応

## — 大阪府堺市・医療法人暁美会 田中病院 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された大阪府堺市にある田中病院を取りあげます。同院は令和元年11月に病棟の建て替えに伴い、病床転換を行っています。新病棟の概要や地域の医療機関、介護施設との連携について取材しました。

地域に密着した医療・介護サービスを提供

大阪府堺市にある医療法人暁美会田中病院（理事長：田中大吉氏）は、昭和54年の開設以来、「地域住民から安心と信頼を得る医療・保健・福祉活動を目指します」という基本理念のもと、地域に密着した医療・介護サービスを提供してきた。法人は、180床の田中病院をはじめ、住宅型有料老人ホーム2カ所と居宅介護支援事業所を運営し、住み慣れた地域で安心して切れ目のない医療・介護サービスを受けられる支援体制を整備している。

同院の病棟機能は、急性期から回復期・慢性期医療まで幅広く対応する、堺市美原区で唯一のケアミックス病院となっている。近隣

の急性期病院の後方支援を担うとともに、地域の診療所や介護施設などから患者を受け入れるサブアキュートの機能を有し、地域医療を支えている。

そのなかでも美原区は市内でも高齢化が進行していることから、在宅や介護施設から紹介を受けた高齢の救急患者の受け入れが主な役割となっている。

さらに、機能強化型在宅療養支援病院として24時間365日対応の訪問診療体制を整備するほか、健診部門や予防医療にも力を入れており、健診受診者数は年間1万人を超えているという。

病棟の建て替えに伴い病棟編成を再編

同院は、令和元年11月に病棟（本館）を同一敷地内に建て替え、新

### 施設の概要

## 医療法人暁美会 田中病院

〒587-0002 大阪府堺市美原区黒山39番地10

TEL 072-361-3555

FAX 072-361-8505

URL <https://www.mihara-tanaka.or.jp/>

病院開設：昭和54年8月

理事長／病院長：田中 大吉

病床数：180床（一般病棟40床、地域包括ケア病棟40床、障害者病棟40床、医療療養病棟60床）

診療科：内科、消化器内科、外科、整形外科、形成外科、放射線科、救急科、肛門外科、リハビリテーション科

法人施設：住宅型有料老人ホーム「大美真福寺」（定員61人）、「大美おわい」（定員60人）／居宅介護支援事業所



病棟を完成させるとともに病床転換を行った。

病棟の建て替えを実施した経緯については、事務次長の松原慎治氏は次のように説明する。

「昭和54年に建築した本館は、建物の老朽化が進むとともに未耐震構造であったことに加え、これまで増改築を繰り返してきたこと



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949